



宮 崎 県 公 報

令和元年9月24日(火曜日) 第41号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 9
○民有林の保安林の指定……………(“ ”) 9

頁

公 告

○道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 9
○土砂災害警戒区域の指定(2件)……………(砂防課) 9
○土砂災害特別警戒区域の指定(2件)……………(“ ”) 11
○歳入の収納の事務の委託……………(教育庁) 13
○地価調査に係る基準地の標準価格……………(中山間・地域政策課) 14
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商工政策課) 14
○県営土地改良事業の工事の完了……………(農村整備課) 14

規 則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第11号

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年宮崎県規則第30号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(年金の給付)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の年金給付請求書の提出があった場合において、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書(別記様式第11号)及び加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした宮崎県心身障害者扶養共済制度年金証書(別記様式第12号)を、年金の給付をしないことを決定したときは<u>年金(加算額)給付請求却下通知書(別記様式第13号)</u>を当該年金給付請求書を提出した者に対し交付する。</p> <p>(弔慰金の給付)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、前項の弔慰金給付請求書の提出があった場合において、弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書(別記様式第19号)を、弔慰金の給付をしないことを決定したときは<u>弔慰金(加算額)給付請求却下通知書(別記様式第20号)</u>を当該弔慰金給付請求書を提出した者に交付する。</p>	<p>(年金の給付)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 知事は、前項の年金給付請求書の提出があった場合において、年金の給付を決定したときは年金給付決定通知書(別記様式第11号)及び加入等申込書に記載されている心身障害者を年金受給権者とした宮崎県心身障害者扶養共済制度年金証書(別記様式第12号)を、年金の給付をしないことを決定したときは<u>年金(加算額)不支給決定通知書(別記様式第13号)</u>を当該年金給付請求書を提出した者に対し交付する。</p> <p>(弔慰金の給付)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、前項の弔慰金給付請求書の提出があった場合において、弔慰金の給付を決定したときは弔慰金給付決定通知書(別記様式第19号)を、弔慰金の給付をしないことを決定したときは<u>弔慰金(加算額)不支給決定通知書(別記様式第20号)</u>を当該弔慰金給付請求書を提出した者に交付する。</p>

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

生保記入欄
自治体コード 加入番号

申込者(被保険者)告知書
(心身障害者扶養共済制度)

都道府県・指定都市記載欄
① ② ③
一口目加入 二口目加入 1と2の同時加入

「重要事項のご説明」の内容(個人情報の取扱いを含む)を確認・承知し、心身障害者扶養共済制度における保険契約の被保険者となることに同意のうえ、署名・押印しました。
下記の事項は事実と相違ありません。

知事(市長)殿

告知日(記入日) 令和 年 月 日 *告知書有効期限は、加入希望月の2ヶ月以内
申込(加入)にあたって 申込者は、以下の事項について心身障害者に対して説明し、この制度に加入することの同意を得ました。
フリガナ (姓) (名) 性別 生年月日
申込者氏名 ①男 ①昭和 ②平成 ③令和
②女 年 月 日
フリガナ (姓) (名) 性別 生年月日
心身障害者氏名 ①男 ①大正 ②昭和
②女 ③平成 ④令和 年 月 日
障害の種類 ①身体障害 ①1級 ②2級 ③3級 申込者の心身障害者との続柄 ①配偶者 ②父母
②知的障害 ①A ②B ③兄弟姉妹 ④その他の親族
程度 ③精神障害 ①1級 ②2級 申込者が配偶者、父母以外の場合はその理由
④その他 ①その他

申込者の告知(心身障害者にかかる告知ではありません)
最近の健康状態 ①最近3ヶ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか。
過去5年以内の健康状態 ②過去5年以内に、病气やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
③過去5年以内に、下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
心臓・血圧 狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症(※1)
脳・精神・神経 脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症
肺・気管支 ぜんそく・慢性気管支炎・肺結核 腎・泌尿器 腎炎・ネフローゼ・腎不全
食道・胃腸・すい臓 胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・すい炎 眼・耳・鼻 緑内障・網膜の病气・角膜の病气
肝臓・胆のう 肝炎(肝炎ウイルス感染を含む)・肝硬変・肝機能障害 がん・しゅよう がん・肉腫・白血病・しゅよう・ポリープ
その他 糖尿病(※2)・リウマチ・こうげん病・貧血症・紫斑病・子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣のう腫・乳腺症
④過去5年以内に、上記③以外の病气やけがで2週間以上にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
身体の障害 ⑤現在身体に障害はありますか。(はい)の場合は、該当するところを○で囲んだうえ、「障害の原因・部位・程度等」欄に詳細を記入してください。
機能障害 (目)・(耳)・(言語)・(そしゃく) (手)・(足)・(手指)・(背骨(脊柱)) 発症時期
欠損 (手)・(足)・(手指)・(背骨(脊柱)) 障害の原因
変形 (手)・(足)・(手指)・(背骨(脊柱)) 部位・程度等
[詳細記入欄]
上記①~④に(はい)があった場合には、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。その内容が「高血圧症(※1)」「糖尿病(※2)」の場合は、数値等も記入してください。なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。
(はい)をつけた該当番号 ①・②・③・④ ①・②・③・④
病气やけがの名前・検査結果
診察・検査・治療・投薬を受けた期間 年 月から 年 月 年 月から 年 月
入院の有無・期間 無・有(年 月から 年 月) 無・有(年 月から 年 月)
手術の有無(手術の名前、または内容・部位) 無・有() 無・有()
症状経過 (完治)・(治療中)・(検査中) (完治)・(治療中)・(検査中)
(検査終了(異常なし))・(経過観察中) (検査終了(異常なし))・(経過観察中)
入院・手術・診察・検査・治療・投薬を受けた医療機関名
(※1) [高血圧症の場合は記入してください] (※2) [糖尿病の場合は記入してください]
最近の血圧 最大 mmHg 最近の空腹時血糖値 mg/dl
最小 mmHg 治療方法 ()

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第4条関係)

加 入 等 不 承 認 通 知 書

年 月 日

(加入等申込者)

様

宮崎県知事

印

年 月 日付けで申込みのあった(障害者氏名)に係る宮崎県心身障害者
への加入は、次の理由により承認できませんので、通知します。
扶養共済制度における口数追加

(理 由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記様式第7号の3を次のように改める。

様式第7号の3(第6条関係)

加入番号	
------	--

掛金減免承認(不承認)通知書

年 月 日

様

宮崎県知事

印

年 月 日付で申請のあった掛金の減額(免除)については、次のとおり決定しましたので通知します。

なお、掛金の減免の理由が消滅したときは、速やかに、その旨を届け出てください。また、口数追加分の掛金については、掛金の減免は行わないので念のため申し添えます。

掛金減額(免除) 承認	免除 $\frac{5}{10}$ 減額
掛金減額(免除) 不承認	(理由)

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記様式第13号を次のように改める。

様式第13号(第7条関係)

年金(加算額)不支給決定通知書

年 月 日

様

宮崎県知事 印

年 月 日付で請求のあった宮崎県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定による年金(年金に係る加算額)給付については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

加入番号		死亡した(重度障害者となった)加入者の氏名	
心身障害者の氏名		年金管理者の氏名	
(理由)			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記様式第16号を次のように改める。

様式第16号(第10条関係)

年金証書番号	
--------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

様

宮崎県知事

印

次のとおり(障害者氏名)に係る宮崎県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定により支給されている年金は、同条例第9条の規定により次のとおり支給を停止することに決定しましたので通知します。

なお、年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかに、その旨を届け出てください。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

別記様式第20号を次のように改める。

様式第20号(第11条関係)

弔慰金(加算額)不支給決定通知書

年 月 日

様

宮崎県知事

印

年 月 日付けで請求のあった宮崎県心身障害者扶養共済制度条例第12条の規定による弔慰金(弔慰金に係る加算額)の支給については、次の理由により支給しないことに決定しましたので通知します。

加 入 番 号		心身障害者の氏名(加入者が心身障害者と同時に死亡した場合は、心身障害者及び加入者の氏名)	
理 由			

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 322号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷黒木字芝原 658-7、663-5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 323号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字星倉字本丸東平6037(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 324号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市南横市町1347番1地先から同市横市町81番4地先まで	旧	10.0~24.2	343.9
				新	12.5~60.7	343.9
					8.6~60.0	366.4

宮崎県告示第 325号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月24日から同年10月8日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
312	県道	木城西都線	児湯郡新富町大字新田字花蘭 140番3から同郡同町同大字字向田 13349番1地先まで	旧	32.9~37.8	34.5
				新	37.8~61.4	34.5

宮崎県告示第 326号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の渓流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
宮崎市	岡ノ下1	01-201-2-018	土石流		生目台西一丁目-2-新①	II-1-4137-新① 急傾斜地の崩壊
	生目塚崎	I-1-2041	急傾斜地の崩壊		浦田-2	II-1-4189 急傾斜地の崩壊
	千丈-1-新①	I-1-3032-新①	急傾斜地の崩壊		柿木原-1	II-1-4190 急傾斜地の崩壊
	生目台東四丁目	I-1-3036	急傾斜地の崩壊		平松-1	II-1-4191 急傾斜地の崩壊
	生目台東四丁目-新①	I-1-3036-新①	急傾斜地の崩壊		上畑	II-2-0302 急傾斜地の崩壊
	大塚台西三丁目	I-1-3037	急傾斜地の崩壊		生目台西一丁目-1	II-2-0307 急傾斜地の崩壊
	大塚台東二丁目	I-1-3038	急傾斜地の崩壊		生目台西二丁目	II-2-0311 急傾斜地の崩壊
	小丸-1	II-1-4015	急傾斜地の崩壊		小丸-2	III-1-9019 急傾斜地の崩壊
	松木丸-1	II-1-4018	急傾斜地の崩壊		松木丸-7	III-1-9022 急傾斜地の崩壊
	馬場ヶ迫	II-1-4025	急傾斜地の崩壊		平松-4	III-1-9023 急傾斜地の崩壊
	松木丸-2	II-1-4026	急傾斜地の崩壊		井尻-1-新①	III-1-9059-新① 急傾斜地の崩壊
	松木丸-3	II-1-4027	急傾斜地の崩壊		井尻-1-新②	III-1-9059-新② 急傾斜地の崩壊
	平松-2	II-1-4028	急傾斜地の崩壊		上村-2	III-1-9066 急傾斜地の崩壊
	平松-2-新①	II-1-4028-新①	急傾斜地の崩壊		上村-3	III-1-9067 急傾斜地の崩壊
	平松-3	II-1-4029	急傾斜地の崩壊		上村-3-新①	III-1-9067-新① 急傾斜地の崩壊
	上野-1	II-1-4046	急傾斜地の崩壊		西二丁目	III-1-9076 急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-1	II-1-4134	急傾斜地の崩壊		月見ヶ丘-1	I-1-0074 急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-2	II-1-4135	急傾斜地の崩壊		月見ヶ丘-1-新①	I-1-0074-新① 急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-2-新①	II-1-4135-新①	急傾斜地の崩壊		西山崎	I-1-0076 急傾斜地の崩壊
	生目台西一丁目-2	II-1-4137	急傾斜地の崩壊		山下	I-1-0079 急傾斜地の崩壊
				山下-新①	I-1-0079-新① 急傾斜地の崩壊	
				月見ヶ丘6次団地	I-2-0208 急傾斜地の崩壊	

月見ヶ丘団地	I-2-0209	急傾斜地の崩壊	内山寺	II-1-4258	急傾斜地の崩壊
月見ヶ丘三丁目	II-1-4152	急傾斜地の崩壊	横尾-1	II-2-0322	急傾斜地の崩壊
柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊	横尾-4	III-1-9133	急傾斜地の崩壊
柳籠-新①	II-1-4156-新①	急傾斜地の崩壊	横尾-5	III-1-9134	急傾斜地の崩壊
柳籠-新②	II-1-4156-新②	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新①	III-1-9150-新①	急傾斜地の崩壊
月見ヶ丘6丁目	II-2-0015	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新②	III-1-9150-新②	急傾斜地の崩壊
下加納-1	I-1-0117	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新③	III-1-9150-新③	急傾斜地の崩壊
下加納-1-新①	I-1-0117-新①	急傾斜地の崩壊			
下加納-1-新②	I-1-0117-新②	急傾斜地の崩壊			
西迫	I-1-3067	急傾斜地の崩壊			
西迫-新①	I-1-3067-新①	急傾斜地の崩壊			
西迫-新②	I-1-3067-新②	急傾斜地の崩壊			
年神-1-新①	I-1-3069-新①	急傾斜地の崩壊			
年神-1-新③	I-1-3069-新③	急傾斜地の崩壊			
岩見田-1	I-1-3078	急傾斜地の崩壊			
加納-1	I-2-0018	急傾斜地の崩壊			
加納-2	I-2-0019	急傾斜地の崩壊			
平野-1	I-2-0210	急傾斜地の崩壊			
岩見田-2	II-1-4222	急傾斜地の崩壊			
岩見田-3	II-1-4223	急傾斜地の崩壊			
平野-2	II-1-4224	急傾斜地の崩壊			
星野	II-1-4240	急傾斜地の崩壊			
岩見田-4	II-1-4257	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	出水川2	209-J-002	土石流
	出水川2-新①	209-J-002-新①	土石流
	出水川3	209-J-003	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
宮崎市	岡ノ下1	01-201-2-018	土石流	生目台西一丁目-2-新①	II-1-4137-新①	急傾斜地の崩壊
	生目塚崎	I-1-2041	急傾斜地の崩壊	浦田-2	II-1-4189	急傾斜地の崩壊
	千丈-1-新①	I-1-3032-新①	急傾斜地の崩壊	柿木原-1	II-1-4190	急傾斜地の崩壊
	生目台東四丁目	I-1-3036	急傾斜地の崩壊	平松-1	II-1-4191	急傾斜地の崩壊
	生目台東四丁目-新①	I-1-3036-新①	急傾斜地の崩壊	上畑	II-2-0302	急傾斜地の崩壊
	大塚台西三丁目	I-1-3037	急傾斜地の崩壊	生目台西一丁目-1	II-2-0307	急傾斜地の崩壊
	大塚台東二丁目	I-1-3038	急傾斜地の崩壊	生目台西二丁目	II-2-0311	急傾斜地の崩壊
	小丸-1	II-1-4015	急傾斜地の崩壊	小丸-2	III-1-9019	急傾斜地の崩壊
	松木丸-1	II-1-4018	急傾斜地の崩壊	松木丸-7	III-1-9022	急傾斜地の崩壊
	馬場ヶ迫	II-1-4025	急傾斜地の崩壊	平松-4	III-1-9023	急傾斜地の崩壊
	松木丸-2	II-1-4026	急傾斜地の崩壊	井尻-1-新①	III-1-9059-新①	急傾斜地の崩壊
	松木丸-3	II-1-4027	急傾斜地の崩壊	井尻-1-新②	III-1-9059-新②	急傾斜地の崩壊
	平松-2	II-1-4028	急傾斜地の崩壊	上村-2	III-1-9066	急傾斜地の崩壊
	平松-2-新①	II-1-4028-新①	急傾斜地の崩壊	上村-3	III-1-9067	急傾斜地の崩壊
	平松-3	II-1-4029	急傾斜地の崩壊	上村-3-新①	III-1-9067-新①	急傾斜地の崩壊
	上野-1	II-1-4046	急傾斜地の崩壊	西二丁目	III-1-9076	急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-1	II-1-4134	急傾斜地の崩壊	月見ヶ丘-1	I-1-0074	急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-2	II-1-4135	急傾斜地の崩壊	月見ヶ丘-1-新①	I-1-0074-新①	急傾斜地の崩壊
	生目台西五丁目-2-新①	II-1-4135-新①	急傾斜地の崩壊	西山崎	I-1-0076	急傾斜地の崩壊
	生目台西一丁目-2	II-1-4137	急傾斜地の崩壊	山下	I-1-0079	急傾斜地の崩壊
			山下-新①	I-1-0079-新①	急傾斜地の崩壊	
			月見ヶ丘6次団地	I-2-0208	急傾斜地の崩壊	

月見ヶ丘団地	I-2-0209	急傾斜地の崩壊	内山寺	II-1-4258	急傾斜地の崩壊
月見ヶ丘三丁目	II-1-4152	急傾斜地の崩壊	横尾-1	II-2-0322	急傾斜地の崩壊
柳籠	II-1-4156	急傾斜地の崩壊	横尾-4	III-1-9133	急傾斜地の崩壊
柳籠-新①	II-1-4156-新①	急傾斜地の崩壊	横尾-5	III-1-9134	急傾斜地の崩壊
柳籠-新②	II-1-4156-新②	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新①	III-1-9150-新①	急傾斜地の崩壊
月見ヶ丘6丁目	II-2-0015	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新②	III-1-9150-新②	急傾斜地の崩壊
下加納-1	I-1-0117	急傾斜地の崩壊	岩見田-5-新③	III-1-9150-新③	急傾斜地の崩壊
下加納-1-新①	I-1-0117-新①	急傾斜地の崩壊			
下加納-1-新②	I-1-0117-新②	急傾斜地の崩壊			
西迫	I-1-3067	急傾斜地の崩壊			
西迫-新①	I-1-3067-新①	急傾斜地の崩壊			
西迫-新②	I-1-3067-新②	急傾斜地の崩壊			
年神-1-新①	I-1-3069-新①	急傾斜地の崩壊			
年神-1-新③	I-1-3069-新③	急傾斜地の崩壊			
岩見田-1	I-1-3078	急傾斜地の崩壊			
加納-1	I-2-0018	急傾斜地の崩壊			
加納-2	I-2-0019	急傾斜地の崩壊			
平野-1	I-2-0210	急傾斜地の崩壊			
岩見田-2	II-1-4222	急傾斜地の崩壊			
岩見田-3	II-1-4223	急傾斜地の崩壊			
平野-2	II-1-4224	急傾斜地の崩壊			
星野	II-1-4240	急傾斜地の崩壊			
岩見田-4	II-1-4257	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
えびの市	出水川2	209-J-002	土石流
	出水川2-新①	209-J-002-新①	土石流
	出水川3	209-J-003	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 330号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

委託した収納事務	委託先	委託期間
宮崎県育英資金貸付金元利償還金及びその遅	弁護士法人一番町総合法律事務所	令和元年8月2日から令和4年3月31日まで

延損害金		
------	--	--

公 告

国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項の規定により、令和元年7月1日における基準地の単位面積当たりの標準価格を別冊のとおり判定した。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン多々良ショッピングセンター
延岡市岡富町 154番地 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更
令和元年7月29日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年9月24日から令和元年10月24日まで

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和元年9月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
小林北部第1	小林市	畑地帯総合整備事業	平成31年3月25日